

3 特別受益者も寄与相続人もいない場合の具体的相続分

この場合は、本来の相続分，すなわち，遺言書による指定相続分があれば指定相続分，指定相続分がなければ法定相続分で，遺産を分割しますので，具体的相続分は，指定相続分又は法定相続分を金額に直しただけのものになります。

(1) 遺言書で相続分の指定がない場合は，法定相続分で分ける

相続人は甲と乙の兄弟だけ，遺産の総額が1億円ならば，具体的相続分は，甲も乙も共に5000万円になります。

被相続人の財産	遺産1億円	
相続人と法定相続分	甲 1/2	乙 1/2
具体的相続分	甲 5000万円	乙 5000万円

(2) 指定相続分がある場合は，それによります。

被相続人の財産	遺産1億円	
相続人と指定相続分	甲 3/5	乙 2/5
具体的相続分	甲 6000万円	乙 4000万円